

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	38	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	許認可等の内容	特別地区内の汚水又は廃水の排出の許可		
愛媛県自然環境保全条例規則第15条第12号及び第14号							
<p>(12) 知事が指定する湖沼及びその周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼又はこれに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 当該行為の方法及び規模並びに当該汚水又は廃水の状態が、当該湖沼の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(14) 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ア 災害の防止のために必要やむをえない行為 イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為</p>							